

重要なお知らせ

令和 8 年 7 月 1 日より
やぶき霊香苑火葬場使用料は
死亡届提出時にお支払いいただく
前納が原則となります。

1 納付書の受取



死亡届受理後、
納入通知書を
役場にて発行

2 納付方法・場所



納入通知書受領後、
東邦銀行又は
矢吹町役場
総合窓口課にて
現金のみでのお支払い

3 納付したあと



領収書を持参し、
火葬許可証を
受領

やぶき霊香苑 火葬場使用料金

区 分		矢吹町・泉崎村・中島村に 住所を有する方 金 額	左記以外に 住所を有する方 金 額
13 歳以上	(1体)	25,000円	50,000円
13 歳未満	(1体)	20,000円	45,000円
人体の一部	(1件)	20,000円	35,000円
改葬のための使用	(1回)	20,000円	35,000円
死胎児	(1胎)	20,000円	30,000円
胞衣産汚物	(1胎)	5,000円	10,000円

※使用する方と死亡者の住所が異なる場合は、死亡者の住所により使用料区分を決定します。



注意事項

- ・ 土日祝日の開庁時間外の場合は、納付にかかわらず火葬許可証を発行しますが、翌開庁日に必ず東邦銀行又は矢吹町役場総合窓口課で火葬場使用料を納付してください。
- ・ その他、ご不明な点がございましたら下記連絡先へお問い合わせください。

円滑な手続きのため、死亡届を提出する際は、
火葬場使用料をご準備くださいますよう
ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

矢吹町、泉崎村及び中島村火葬場協議会構成町村

矢吹町役場
まちづくり推進課

☎ 0248-42-2112

〒969-0296 福島県西白河郡矢吹町一本木 101 番地
受付時間：平日 8:30～17:15

泉崎村役場
住民生活課

☎ 0248-53-2112

〒969-0196 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸 145 番地
受付時間：平日 8:30～17:15

中島村役場
住民生活課

☎ 0248-52-2112

〒961-0192 福島県西白河郡中島村大字清津字中島西 11 番地の1
受付時間：平日 8:30～17:15